

# 年末年始の安全安心 ~みんなで気をつけよう!~

## ~年末地域安全運動~ わがまちをみんなで守ろう年の暮れ

犯罪者が一番嫌うのは「地域の目」です。  
あいさつ運動や防犯パトロールを行い、地域の力で犯罪のないまちにしていきましょう!

田無警察署では、12月20日(火)~29日(木)までの10日間、安心して年越しできるよう『年末地域安全運動』を実施します。

### 運動の重点項目

金融機関およびコンビニエンスストア、ファーストフード店など深夜営業店舗に対する重点警戒

自転車盗、ひったくりおよび振り込め詐欺の防犯対策の推進

子どもと女性に対する犯罪の被害防止

住宅を対象とした侵入犯罪および万引きの防止

地域環境の浄化と少年の非行防止

田無警察署 (☎042-467-0110・内線2612)

危機管理室 (保) (☎042-438-4010)

## ~歳末特別警戒~ 消したはず決めつけないで もう一度!

消防団では、12月29日(木)・30日(金)の午後8時~午前0時まで「歳末特別警戒」を実施します。

火の取り扱いには十分気をつけましょう。

危機管理室 (保)

(☎042-438-4010)



## 年金事務所職員を名乗る詐欺に ご注意ください!

最近、年金事務所職員を装いご自宅を訪問し、「年金の手続きが終わっていない。ご本人に代わって手続きをするので手数料を支払ってほしい。」などと言い、その場で現金を請求するような事例が報告されています。

年金事務所の職員がご自宅を訪問し、年金手続きの手数料を請求することはありません。

年金事務所の職員を名乗った訪問や電話で不審な点がありましたら、その場で対応することなく、年金事務所へ確認するなど十分にご確認ください。

なお、年金事務所の職員が訪問する際は、身分証明書を携帯していますのでご確認ください。

武蔵野年金事務所 (☎0422-56-1411)

保険年金課 (保) (☎042-460-9825)

## 暖房器具とエアゾール缶などによる 事故をなくそう!

暖房器具やカセットボンベ・エアゾール缶からの火災を防ぐためには、まず、取扱説明書などをよく読み、器具の正しい取り扱いや管理をすることが大切です。

### ❖暖房器具からの火災を防ぐポイント

衣類などの可燃物の近くで使用するのは止めましょう。

- ・ストーブの上で洗濯物を乾燥させると、落下した時に火災となる恐れがあるので止めましょう。

- ・カーテンや衣類・布団・ふすまなどのそばでは使用しないようにしましょう。

エアゾール缶などをストーブやファンヒータのそばには置かないように。

- ・エアゾール缶などをストーブやファンヒータなどの暖房器具の近くに放置していると、放射熱で加熱され破裂し、漏れたガスに引火する恐れがあるので絶対にやめましょう。

寝る時や外出する時には必ず火を消しましょう。

- ・就寝中に寝返りをした際に、掛け布団がベッドから落下したり移動したりし、接触して火災となるおそれがあります。寝る時や外出する時は暖房器具のスイッチを切る習慣を身につけましょう。

### 一酸化炭素中毒の防止対策

- ・一酸化炭素中毒は、十分な換気を行うことで未然に防止することができます。室内において石油ストーブやガス器具などを使用する際には、換気に十分注意してください。

西東京消防署 (☎042-421-0119)

危機管理室 (保) (☎042-438-4010)

## 年末年始は救急出場件数が 急増します!



救急要請が急増する原因としては、忘年会、新年会などにおける急性アルコール中毒や餅を喉につまらせた事による窒息事故のような急病・事故が冬季に多発するためと考えられています。

### ❖飲酒事故予防のポイント

自分の適量を知り、その日の体調にも注意しましょう。

短時間のうちに多量の飲酒(一気飲み)はしないようにしましょう。

飲酒の無理強いはいないようにしましょう。

周囲の人は、酔った人に付き添って1人にしないようにしましょう。

酔った人が吐いた場合、のどに詰まらないように注意してあげましょう。

### ❖窒息事故を防ぐために

食品を小さく切るなど、食べやすい大きさにしてから食べましょう。

急いで飲み込むことなく、ゆっくり噛み、唾液とよく混ぜ合わせてから食べましょう。

食事の際は、お茶や水を飲んで喉を湿らせるなど、水分と一緒に食べましょう。

遊んだり、あおむけに寝た状態などで食事をとらないようにしましょう。

食べ物を口に入れたまま、喋ったりしないようにしましょう。

食事中に、驚かせるような行動はやめましょう。

乳幼児の食べ物は、その商品などに表示されている月齢は目安です。

食べる機能の発達には個人差があるため、食べている様子をよく観察しながら与えてください。

歯のない高齢者などは、入れ歯をして、しっかり噛んで食べましょう。

西東京消防署 (☎042-421-0119)

危機管理室 (保) (☎042-438-4010)



## 違法駐車はみんなの迷惑 ~駐車場を利用しましょう~

違法駐車は、交通渋滞や交通事故の原因になり、救急車や消防車などの緊急車両の通行の妨げにもなります。車を駐車する際は、駐車場を利用するなど、ドライバーの皆さんのご協力をお願いします。

### 駐車車両による事故原因

駐車車両に衝突する事故(特に夜間)

駐車車両があるため進路変更した際の事故

駐車車両前後の飛び出し事故

駐車車両による歩行者などの発見の遅れによる事故

❖市では、「西東京市違法駐車等の防止に関する条例」により、田無駅周辺を『違法駐車等防止重点実施地域』に指定しています。

『違法駐車等防止重点実施地域』には、交通指導員を配置して、駐車を抑制する指導と啓発活動などを行っています。

道路管理課 (保) (☎042-438-4057)

## ~自転車駐車場を利用しましょう~

自転車・原付バイクは、手軽で便利な交通手段として多くの方に利用されています。しかし、「ちょっとだけ」という安易な気持ちで歩道や道路に置いた自転車・バイクは、高齢者や障害を持つ方・子どもなど、歩道利用者の通行の妨げになり、また自動車や緊急車両の通行の妨げになるばかりではなく、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。

通勤・通学・買い物などで自転車・原付バイクを駐車する時は、利用者一人ひとりが責任を持って自転車駐車場を利用しましょう(原付バイクは、制限がある場所もあります)

❖市では「西東京市自転車等の放置防止に関する条例」により、市内の各駅周辺を『自転車等放置禁止区域』に指定しています。

駅周辺の放置自転車・原付バイクは撤去し、保管所に移送します。

撤去保管料 自転車は2,000円、原付バイクは3,000円

道路管理課 (保) (☎042-438-4057)